

七十六年  
三月四日  
無期限

一 ハウレット

條約

四二ヨリ四三マテ

一 マクラゴン

條約

四六ヨリ四八マテ

右合十一通

ウヰレル氏約定書譯

日本政府其國大坂ニ於テ新タニ造幣寮ヲ  
建々シ將サニ全國通用ノ貨幣鑄造ノ爲メ官職  
ヲ設ケントスルヤ同寮首長其官負ヨリ仕役ノ職工ニ  
至ルマテ補任ヲ右政府ヨリ東洋銀行ヘ委任スルニ  
因テ此年八百七十一年七月十三日此銀行ハ甲トナリウヲ  
リツク洲エドスト地ノハイグ、ウイルソン、ウイルソン、ウヰレル氏  
ハニ於テ双方ノ際ニ取結タル契約ノ款條  
今此銀行ハ同社中後嗣受産人此ウヰレル氏同人  
受托管理人ト共ニ盟書ヲナシテ之ヲ約定スルノ

一

大蔵省

証據ヲ顯表セリト尤ノ如シ

第一款

此銀行ハ日本政府ノ為ニ此ウヰル氏ヲ以テ此造幣  
寮首長ノ書記官ニ補任シ給料毎月百弗宛  
此銀行ヨリ拂渡スヘシ

第二款

補任ノ際ハ千八百七十一年十二月ヨリ日本到  
満三年トシテ其期限或ハ期限後ニ至リ  
此銀行或ハ政府ヨリ免職セシメント欲スル片ハ  
六ヶ月前ノ告知ヲ要スヘシ

第三款

此銀行ハ此ウヰル氏ノ為ニ英國ヨリ日本迄ノ間  
印度海或ハ太平洋海飛脚船ノ内ニテ上等貨銀及  
ヒ必要ノ費用ヲ拂渡スヘシ

第四款

右旅行中ハ前掲クル給料ノ半ヲ此銀行ヨリ拂渡  
スヘシ而シテ此ウヰル氏若自ラ過失アリテ退職  
スルノ外銀行或ハ政府ヨリ免職セシムル片ハ養老  
資給金ノ代リニテ年ノ給料ノ高ヲ拂ヒ且旅  
費及旅行中半給料ホヲ拂渡スヘシ

第五款

此ウ井ル氏自己ノ便宜ヲ以テ日本到着ノ日ヨリ  
五ヶ年ノ未滿ニ辭職スル片ハ旅費及資料金等  
受クヘカラス但ニ病氣ニテ辭職ノ節ハ旅費及  
行中半給資料金等當リ前免職ノ節通ニ  
受取ルヘシ

第六款

此政府或ハ此銀行ヨリ此ウ井ル氏ノ為ニ適當  
ノ居宅ヲ大坂ニ於テ供給スヘシ

第七款

日本ニ於テ其官負ニ許可アル通例他行ノ免許ハ  
此ウ井ル氏ニ於テモ通例ノ振合ヲ以願立ル時ハ之  
ヲ準ラヘキ事

此盟約ノ商議ニ就テ此ウ井ル氏同人後嗣及  
受托管理人ト此銀行同社ノ後嗣及受産人ト  
約決スルノ如シ

第一款

造幣寮首長ノ書記官ヲ任命シ前條ノ約  
定ニ依テ勤ムルヲ承諾シテ日本ニ向テ發遣  
スヘシ



予ニ疑歎

誠實匪勉此造幣寮首長ノ書記官ノ職務ヲ全  
權及首長ノ命スル規律法令ニ從フヘシ且臨時首長ヨ  
リ命スルモ遵奉スヘシ

此證據トシテ一千八百七十二年三月七日此銀行ハ之ニ  
社印ヲ捺シ此ウヰル氏ハ自ラ花押ヲ為シ其印  
ヲ鈔セリ

證人

千ヨムソン氏

東洋銀行裁判人

ジョン・ロバートソン氏

證人

マキンジー氏

大坂造幣寮

ヘバートウヰル氏  
ウヰル氏